

医療法人社団 松井病院 開放型病院 運 営 規 定

医療法人社団松井病院を、厚生大臣の定める開放型病院として運用するにあたって規定を定める。

松井病院の施設は、医師会の合意のもと地域の医師に等しく開かれたものとして、病院はその診療上の利用に便宜を図ることを義務とし、地域における診療所と病院との連携の円滑化、地域医療の一層の充実を期するものとする。

■登録医

- 1:地域の診療所医師は、登録により松井病院の登録医となることができる。
- 2:登録医は、自分が紹介入院せしめた患者を、病院において診察し、カルテ及び検査データを参照し、所見及び治療上の意見をカルテに記入する権限がある。
- 3:登録医は、来院時に名札、白衣を着用する。
- 4:登録医は、ナースステーションにおいて、紹介患者を診察した旨を所定の用紙（共同指導箋）に記入する。

■病 院

- 5:病院は、開放型病院専用病床を5床設ける。
(開放型病床は3階5号室、3階6号室、3階20号室
4階3号室、4階20号室の各1床とする)
- 6:病院は、開放型病院であることを患者に公示し、趣旨説明及び登録医師の提示を行う。
- 7:病院は、紹介入院患者の医療責任を有する。登録医が病院において紹介患者に対し手術等の治療及び検査を行う場合、その責任範囲等について病院と個別に取り決める。
- 8:病院は、開放型病院の運用の担当者を置く。

この運営規定は平成 21 年 5 月 1 日より施行し、必要に応じ改訂する。

医療法人社団 松井病院